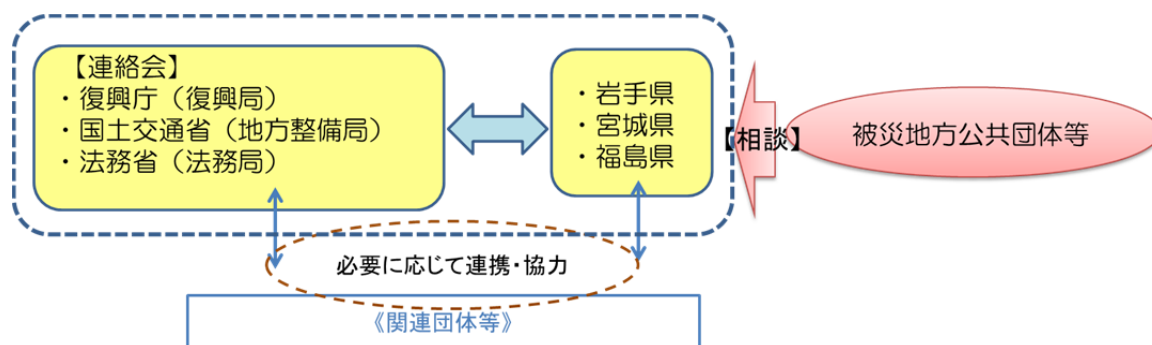


復旧・復興に係る土地の権利等の問題への対処について

(1) 復旧・復興に係る土地の権利等の問題解決のための体制整備

- ・今後、復興に向けた動きが本格化する中で、土地の権利等をめぐる問題が顕在化するおそれ。
- ・土地の権利等をめぐる諸問題への対応方法・担当部局は多岐にわたることや、法制度の運用面での相談の増加が今後予想されることから問題解決のための体制を整備すべく、本年7月、宮城県、岩手県及び福島県の被災三県に、復興局、法務局（地方法務局を含む）及び整備局からなる連絡会を設置。



(2) 制度運用上の具体の課題についてモデルケースの検討を実施

- ・現在、連絡会において岩手県釜石市の鶴住居川・片岸海岸の防潮堤事業をモデルケースに具体の課題について検討中（宮城県等も参加）。次回は、来年1～2月頃、岩手県内で開催の予定。主な課題等は別紙1。

《岩手》

- 7/13 第1回連絡会 連絡会の体制確認
- 8/31 第2回連絡会 県及び県内市町村へのヒアリング
- 9/11 岩手県と関係省庁との意見交換
- 11/7,8 第3回連絡会 現地調査及び鶴住居川・片岸海岸の防潮堤事業をモデルケースに具体の検討（宮城県等も参加）
- 来年1～2月頃、第4回連絡会の開催予定（宮城県等も参加予定）

《宮城》

- 7/9 第1回連絡会 連絡会の体制確認
- 8/22 第2回連絡会 県及び県内市町村へのヒアリング
- 10/18 仙台市内現地調査及び宮城県との意見交換（復興庁）

《福島》

- 7/8 第1回連絡会 連絡会の体制確認
- 10/5 第2回連絡会 県及び県内市町村へのヒアリング

(3) 市町村事業について

- ・第2回連絡会（宮城、岩手）において、防災集団移転促進事業の用地の取得に関して現場のニーズに対応した境界確定の方法を求める要望を受けたところ。
- ・現在、防災集団移転促進事業における国土調査等を活用した用地取得に係る境界確定の考え方を整理（調整中）。別紙2

復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題について

□ 岩手県釜石市の鵜住居川・片岸海岸の防潮堤事業を例に具体的な課題について対応を検討。

主な課題	これまでの対応状況	今後の方向性
<p>①用地交渉</p> <p>《地権者が多く、用地交渉に時間を要するため、用地職員の増員や外部委託が必要。》</p>	<p>国交省</p> <p>・被災三県に補償コンサルタントへの発注ノウハウ（仕様書・積算基準）や同コンサルタントの登録企業情報（東北地方の補償コンサルタントの登録数413社等）を提供しているほか、日本補償コンサルタント協会に被災自治体の要望に応じて、発注に係る公募情報を会員に周知するよう依頼し了解を得ている。</p>	<p>岩手県</p> <p>・補償コンサルタントへの発注（検討中）。</p>
<p>②浸水地の測量</p> <p>《浸水地の測量等の仕方の工夫が必要。》</p>	<p>法務省</p> <p>・盛岡地方法務局職員が測量機器をもって鵜住居の浸水地を現地確認。</p>	<p>法務省</p> <p>・現地確認を踏まえ、具体的な登記手続きについて県と対応を協議。</p>
<p>③不在者財産管理人制度の活用</p> <p>《所在が不明の土地所有者が多数見込まれるため、不在者財産管理人の活用にかかる時間を懸念》</p>	<p>法務省</p> <p>・被災三県で今後、不在者財産管理人制度の活用増が見込まれる旨を、最高裁判所に情報提供。</p> <p>最高裁</p> <p>・仙台高等裁判所及び盛岡家庭裁判所に対し、法務省から得た情報を提供。盛岡家庭裁判所において、県からの相談に対応する窓口を明確化。</p> <p>岩手県</p> <p>・不在者財産管理人を確保するため、司法書士団体と協定を締結するとともに、県弁護士会（会員94名）、県司法書士会（会員149名）とも相談。</p>	<p>法務省</p> <p>・必要に応じて、適宜、最高裁判所への情報提供を行う。</p> <p>最高裁</p> <p>・仙台家庭裁判所及び福島家庭裁判所に対しても、必要に応じて、適宜、情報を提供。</p> <p>岩手県</p> <p>・弁護士会等の団体や家庭裁判所と前広に相談。</p>
<p>④土地収用手続の円滑化</p> <p>《事前協議や法定手続にかかる時間を懸念》</p>	<p>国交省</p> <p>・事業認定の迅速な申請処理のため、①同一担当官による審査体制、②申請予定案件の事前相談、工程管理、③類似事業のパターン化・類型化といった手続により運用上の措置を講じる。</p>	<p>国交省</p> <p>・鵜住居川・片岸海岸の防潮堤事業をモデルケースに、左記の運用上の措置を当てはめ、手続迅速化を図る。他の二県も事業進捗に応じ対応。</p> <p>岩手県</p> <p>・具体の事業に応じて、収用適格事業とみなされる都市計画事業としての施行も検討。</p>

（その他の論点）

○戸籍謄本等の請求方法

・相続が発生している用地を取得する場合の戸籍謄本等の入手方法について、何らかの手続の迅速化等を図る方策の可否等について検討中。《法務省》

○抵当権抹消等

・休眠抵当権等の抹消について、今後、具体の事案に応じて県弁護士会等と相談。《岩手県》

○所有者不明や行方不明者の土地を迅速に取得するための特別措置

・まずは、現行制度の枠組みの中で、具体の事業に即して、上記のような個々の課題に対する解決策を探ることとし、その上で、制度上の課題が明らかになった場合は改善策を検討。

防災集団移転促進事業における用地取得に係る境界確定の考え方について（案）

公共用地補償基準では原則実測となっているが、実測に代わるものとして、国土調査等の成果を活用することについては、最終的に事業主体の判断で可能である。この場合以下の点に留意する必要がある。

1) 関係者間の合意

- ・ 防災集団移転促進事業の事業主体と公共用地の管理者として国、県、市町村及び民地の地権者間において、実測に代わり国土調査等の成果を活用ことへの合意が必要
- ・ この場合の地権者には、移転促進区域と隣接し、当該事業では買収しない区域外の地権者も含む

2) 分筆する場合の取り扱い

- ・ 分筆については代替となるものは存在しないため、実測が必要

3) 当該事業により取得する土地と隣接する土地との境界確定について

- ・ 当該事業では取得しない移転促進区域外の隣接した土地との境界については、立ち会い等により境界を確定させることが必要

4) その他留意事項

- ・ 説明責任は事業者にあり、実測を行わずに地積を確定させることの妥当性については整理が必要

※文章の詳細については、今後の調整の中で確定させる